

令和6年度第1回
上下水道審議会
資料

令和6年4月16日(火) 19:00
野田川ワークパル 第2会議室

1

与謝野町上下水道課

水道料金について

水道料金の料金体系について

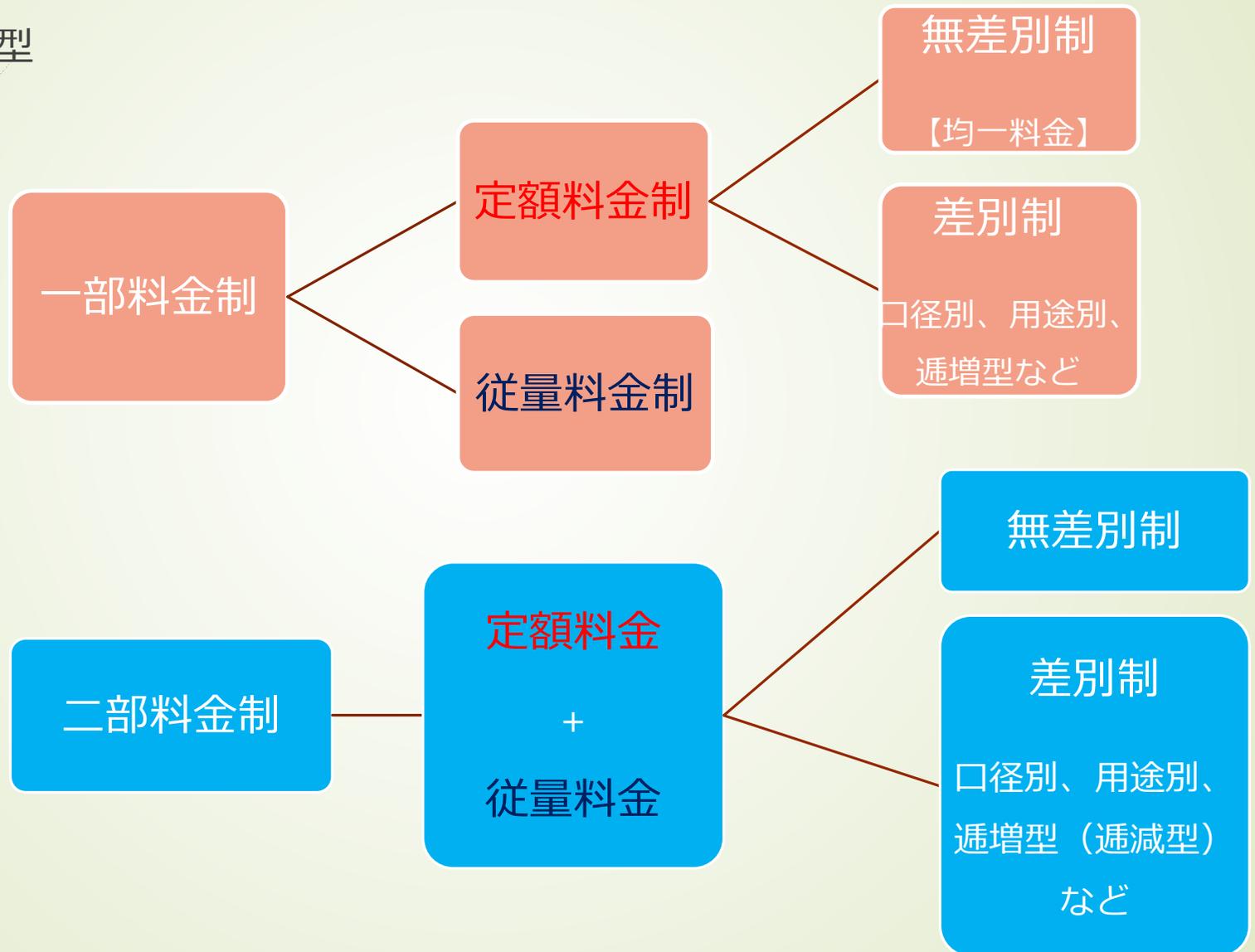
3

○料金体系の種別

1. **用途別料金体系** ・ ・ ・ 家庭用や事業用など各使用者の用途によって、料金格差を設定するもの
【基本料金】
2. **口径別料金体系** ・ ・ ・ 水道メーター口径の大きさを基準に、料金格差を設定するもの
【基本料金】
3. **単一従量料金制** ・ ・ ・ 使用水量の多少にかかわらず1m³あたりの料金が同一のもの
【従量料金】
4. **逦増型従量料金制** ・ ・ ・ 使用水量が多くなるほど、1m³あたりの単価が段階的に高くなるもの
【従量料金】
5. **逦減型従量料金制** ・ ・ ・ 使用水量が少なくなるほど1 m³あたりの単価が段階的に高くなるもの
【従量料金】

水道料金の料金体系について

○基本類型



現行の料金体系について

○二部料金制 – (口径別・逡増制)

- ・「基本料金」と「従量料金」の2部料金制を採用しています。

基本料金⇒使用者の水道メーター口径の大小に応じた口径別料金を採用。

従量料金⇒使用水量が多くなると単価が高くなる逡増制を採用。

◇メーター口径別に基本料金を定める理由

メーター口径が大きいほど、一度に多くの水道水を使用することが可能です。そのため、使用可能な水量を供給するために必要な水道設備への投資や維持管理費が異なるため、使用者負担の公平性の観点からメーター口径別に基本料金を設定するものです。

◇逡増制料金体系

水道使用水量が多くなるほど1 m³あたりの料金が、段階的に高くなるもので、主に、使用水量を抑制する効果があるといわれています。

現行の水道料金

二部料金制（口径別-逦増制）

7

水道料金は、基本料金と従量料金の合計によりお支払いいただいています。

- ・ **基本料金**...**量水器の口径**により、お使いになられた水量に関係なくお支払いいただく料金
- ・ **従量料金**...お使いになられた**水量**に従ってお支払いいただく料金

◇与謝野町水道料金

平成29年6月改定

(税抜き)

量水器口径	基本料金		従量料金	
	($\sim 8\text{m}^3$) 円	($9 \cdot 10\text{m}^3$) 円	ランク m^3	金額 円
13	1,429	1,529	11~20	162
20	1,477	1,577	21~30	172
25	1,477	1,577	31~50	182
40	1,619	1,719	51~	191
50	1,667	1,767		
75	2,619	2,719	臨時用	362

メーター口径による適正流量について

8

呼び径	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の 許容流量 (m ³ /h)		1日当たりの 使用量 (m ³ /日)			月間 使用量 (m ³ /月)	
		10分/ 日の 場合	1時間 /日の 場合	1日の 使用時 間合計5時間 のとき	1日の使 用時間 合計 10時間 のとき	1日24 時間使 用のと き		
接戦流	13	0.1~1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
	20	0.2~1.6	4	2.5	7	12	20	170
	25	0.23~2.5	6.3	4	11	18	30	260
	30	0.4~4.0	10	6	18	30	50	420
	40A	0.5~4.0	10	6	18	30	50	420
たて型	40B	0.4~6.5	16	9	28	44	80	700
	50	1.25~17.0	50	30	87	140	250	2600
	75	2.5~27.5	78	47	138	218	390	4100

(一社) 日本計量機器工業連合会の資料による

水道料金単価表比較（基本料金）

（税抜き：円）

9

与謝野町

基本使用料		
口径	～8m ³	～10m ³
13	1,429	1,529
20	1,477	1,577
25	1,477	1,577
40	1,619	1,719
50	1,667	1,767
75	2,619	2,719

宮津市

基本使用料	
口径	5m ³
13	1,728
20	
25	
40	
50	
75	

福知山市

基本使用料	
口径	無し
13	1,034
20	1,320
25	2,310
40	6,160
50	9,570
75	23,100

舞鶴市

基本使用料		
口径	～5m ³	～10m ³
13	640	【家事用】
20	【事業用】	1,415
25		1,415
40		2,368
50		4,339
75		6,519

京丹後市

基本使用料	
口径	5m ³
13	965
20	993
25	1,003
40	1,174
50	1,279
75	2,165

綾部市

基本使用料	
口径	無し
13	1,150
20	1,150
25	1,800
40	6,000
50	12,000
75	21,000

メーター使用料含む

※2カ月料金を1カ月に換算

水道料金単価表比較（従量料金）

（税抜き：円）

	使用水量											
	0~5 m ³	6~10	11~20	21~30	31~50	51 ~100	101 ~200	201 ~500	501 ~1000	1001 ~1500	1501~	
与謝野町	—	—	162	172	182	191						
宮津市	—	19	168	203		229	252	244				
福知山市	88	126.5		154		176			181.5			
舞鶴市（家事用）	—	84	173									
舞鶴市（事業用）	—	—	180			189				183		
綾部市	50	50	215	245								220
京丹後市	—	163			173	184	194	204				

下水道使用料について

下水道事業の経営原則

▶ 独立採算の原則

公共下水道事業は、地方財政方法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続している「**独立採算制の原則**」が適用される。（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

▶ 雨水公費・汚水私費の原則

- ・「**汚水私費**」とは、汚水は原因者や受益者が明らかことから、私費（使用料）により負担。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担。

下水道の使用料体系

○本町では、二部料金制を採用しています。

二部使用料制



基本使用料制

基本水量あり
(8m³)



使用量の有無に関わりなく配賦されるもの。
需要家費 + 固定費の一部を配賦

従量使用料制

累進使用料制

大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦する趣旨から使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系

下水道使用料単価表比較

(税抜き：円)

	基本使用料		従量料金										
	基本料金	基本水量	9~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~100	101~250	251~500	501~1500	1501~	5001~
与謝野町	1350	8	60	158	168	180	185	195	207				
宮津市	1641	10	0	195	228	248		284	319	353	388		
福知山市	1144	5	115.5		154	192		214.5					
舞鶴市	769	5	66	166				177				188	
綾部市	1200	0	48	132	240				312	336			
京丹後市	710	5	146					151	162				

京都府北部地域 下水道使用料比較

(税抜比較 単位：円)

	基本 料金	基本 水量	10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	200m ³	1,000m ³	備 考
与謝野町	1350	8	1,470	3,050	4,730	8,380	18,130	38,830	204,430	R5.6
宮津市	1,641	10	1,641	3,591	5,871	10,831	25,031	56,931	329,131	R5.10
京丹後市	710	5	1,440	2,900	4,360	7,280	14,830	31,030	160,630	R5.10(外税)
福知山市	1,144	5	1,507	2,662	4,202	8,042	18,767	40,217	211,817	R元.10
綾部市	1,200	0	1,680	3,000	5,400	10,200	22,200	53,400	322,200	R5.4 2か月料金÷2
舞鶴市	796	5	1,126	2,786	4,446	7,766	16,616	34,316	175,916	R2.4